

午前11時00分開会

○たかざわ委員長 おはようございます。ただいまから地域文教委員会を開会いたします。着席にて進行いたします。

欠席届が出ております。小林やすお委員が午前中公民権行使のため、教育担当佐藤部長が公務出張のため、子ども支援課新井課長が午後から委員監査のため、児童・家庭支援センター安田所長が午後1時30分から委員監査のため、指導課山本課長が午後2時半から公務のため、コミュニティ総務課菊池課長が公務出張のため、安全生活課上村課長が体調不良のため、万世橋出張所辰島所長が午後から公務のため、文化財担当永見課長が午前中公務のため、それぞれ欠席です。

本日の日程及び資料をお配りしております。子ども部の報告が4件、地域振興部の報告が4件です。この日程に沿って進めてまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○たかざわ委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、日程1、報告事項に入ります。子ども部（1）ベビーシッター利用支援事業の開始について、理事者からの説明を求めます。

○安田児童・家庭支援センター所長 それでは、お手元の教育委員会資料1に基づきまして、千代田区ベビーシッター利用支援事業の開始につきましてご報告を申し上げます。

まず本事業の目的でございますが、日常生活上、突発的なご事情等によりまして一時的に保育が必要となったり、あるいはベビーシッターを活用した保育を必要とされる保護者の方が、ベビーシッターをご利用になった際にお支払いになられた利用料につきまして、区がその費用の一部を補助するというものでございまして、保護者の皆様の多様なニーズにこたえて、ベビーシッターを安心して利用していただける、そういった環境を整備するというものでございます。

次に、ご利用いただく対象の方でございますが、区内に住所を有し、次のいずれかに該当する保護者の方。まず、日常生活上の突発的なご事情、あるいは社会参加等によりまして、一時的に保育を必要とされる方。これにつきましては、例えば保護者の方のお仕事、通院、あるいは自己実現——これは、具体には例えば習い事等でございますけれども、そういったものも対象になります——また学校行事等、こういった幅広い理由を対象とさせていただきます。次に、ベビーシッターを活用した共同保育、保護者等と一緒に保育を必要とすると。これは保護者の方がベビーシッターの方と一緒に保育をなさりまして、例えば子育てに関する不安ですとか、そういったことについてもシッターのほうに相談をしながら、お子さんを保育するといったことを想定しているものでございます。

次に対象の児童でございますが、未就学児で満6歳になる年度の末日までのお子様でございまして、次に事業の開始日でございますが、本年12月1日から開始を予定しております。

ご利用の上限でございますが、児童1人につきまして年度内144時間、多胎の場合には年度内288時間でございます。

なお、この年度の時間数でございますが、今般12月1日スタートでございますが、これが平年度化、例えば来年度からこれを年度当初から実施を予定しておりますが、1年度についてこちらの記載の時間数で上限とさせていただきます。

補助金額につきましては、こちらの記載のとおり、22時までは上限として2,500円、22時以降は上限3,500円でございます。

なお、対象といたします利用料につきましては、シッター事業者のほうから請求されます料金のうちで、純然たる保育サービスの提供の料金というものでございます。

また、利用可能なシッター派遣事業者でございますが、こちらは東京都が定めておりますベビーシッター利用支援事業の認定事業者、これは現在20社、東京都のほうで認定をされておりまして、都のホームページのほうでこれが公開されておりますので、ご利用いただく保護者の方は、その事業者の中からご自分のニーズに応じて事業者を選択していただきまして、この具体的にシッター派遣の日時等につきましても決めていただくというものでございます。

最後になりますが、こちらの資料のほうには記載してございませんが、本件は東京都の補助を受ける事業になりまして、補助率10分の10ということで都の補助金が入ってくるというものでございます。したがって、今年度はちょっとこの事業のスタートが若干遅れて、12月1日スタートということになりますが、来年度も年度当初からこれは実施してまいりたいというふうに考えているところでございます。

ご報告につきましては以上でございます。

○たかざわ委員長 はい。説明が終わりました。委員の皆様から質疑をお受けいたします。

○牛尾副委員長 東京都がこういう事業を開始するというので、千代田も12月から行うと。大変前向きな事業だと思います。

この対象者についてですけれども、保護者の仕事や通院、自己実現とありますけれども、例えば保育園にお子さんが行っていらっしゃって、病気などで保育園を休まざるを得ない、預けられないといった場合に、突然、保護者の仕事が入る、いろんな用事が入るといった場合も利用ができるということによろしいんですか。

○安田児童・家庭支援センター所長 ただいま副委員長お尋ねの、そういったご事情の場合でも、この事業はご利用いただけるというものでございます。したがって、例えばお子様が病気になられたり、あるいは病後ということで、保育園ではなかなかお預けが難しいといった場合にも、シッター事業者の中では、中にはそういったお子様に対応できる事業者がおりますので、したがって、そういった事業者を選定していただいて、申込みをしていただくということを想定しております。

○牛尾副委員長 分かりました。そうなった際に、千代田区でも、病児の子どもさんをシッターさんをお願いした場合、区独自の補助制度、病後児の補助制度があると思うんですけれども、これはどっち、この事業、または病後児の区の補助制度、どちらを利用しても構わないということになるんですよね。

○安田児童・家庭支援センター所長 これは別立ての事業というものでございますので、どちらを利用していただいても結構でございますし、また両方お使いになられても、それは結構でございます。

○牛尾副委員長 そうなった際、例えば区の病後児保育の場合、年度内4万円までという上限がありますし、あと、2分の1ですよ、利用料金の。というのがあつたんですけれども、この東京都のほうは上限2,500円と。1時間当たりですね。かなり、相当なところまで補助率があると思うんですけれども、例えば病後児の保育を、千代田区の制度を利

用すると、2分の1、年間4万円と。このベビーシッター利用の場合は、年144時間まで、上限2,500円までと。かなり、東京都のほうを利用したほうが補助率が高いということになると思うんですけども、そういった利用者へのご案内といえますかね、それはどうなっていますか。

○安田児童・家庭支援センター所長 ただいま副委員長がおっしゃるように、制度は別立てでございます、やはり内容が、今回、私ども、児童・家庭支援センターが実施、開始を予定しておりますこちらのシッター利用支援事業のほうが、より幅広く、保護者の方にとってはメリットになってくる場合も当然あるかと思えます。したがって、そこはしっかりと周知を徹底させていただきまして、これはどちらもお使いいただけますということで、ご案内はしっかりとさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

○牛尾副委員長 はい。お願いします。

○たかざわ委員長 よろしいですか。

ほとんどの方は両方使うんじゃないかと思うんですけども、両方も可能なんですよね。

○安田児童・家庭支援センター所長 ただいま委員長がおっしゃるとおりで、両方可能というものでございます。

○たかざわ委員長 ほかにございますでしょうか。

○小野委員 12月1日からということなんですけど、これ、特に、生後間もなくからでも、すぐに利用できるということになっているのでしょうか。

○安田児童・家庭支援センター所長 対象児童、上限は6歳になる年度末日までという上限は設けていますが、いわゆる下限の年齢の要件は特に設けておりませんので、したがって、例えば0歳児でも、これはシッター事業者によってそこはお受けできる事業者がございまして、そこは具体的に事業者のほうともまたご相談を頂ければ、大丈夫でございます。

○小野委員 はい。ありがとうございます。

○たかざわ委員長 ほかに、よろしいですか。

うがい委員。

○うがい委員 利用の、ほんと、具体事例なんだろうけれども、事業者は認定事業者をご自身で選ぶ。実際、補助を受けるときの申請は、その事業者を通してなのか、何かどんなふうにご利用の方が簡便な手法で申請できるのか、その辺りを教えてください。

○安田児童・家庭支援センター所長 ご利用のフローといえますか、この点につきましても、これから具体的にホームページ等でまたご案内をさせていただきますが、まず料金につきましては保護者の方に先にお支払いをいただきまして、その後、精算をさせていただくという、そういった形になります。

○うがい委員 はい。

○たかざわ委員長 よろしいですか。

ほか——はい。小野委員。

○小野委員 今のちょっと付随することなんですけれども、となると、後で、あ、先に立替え払いということになりますけれども、大体一般的な保育サービス提供単価の平均というのはどのぐらいなのか、ご存じですか。

○安田児童・家庭支援センター所長 こちら、シッター事業者によりまして、そちらの例えばこの時間単価もやはりばらつきはございますけれども、例えば一番高い上限の時間単価で3,300円から、そして下限のほうは1,991円という、そういった事業者もございます。したがって、押しなべてこれを平均いたしますと、大体こちらの補助金額で想定しております上限2,500円の中で、かなりカバーできるだろうというふうに考えております。

○小野委員 はい。ありがとうございます。

○たかざわ委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

○林委員 大変いい東京都の事業なんですけど、これは23区、東京62市区町村、一緒だと思うんですけども、どこかの自治体で上乘せをやっていたりするというのは把握されてますか。

○安田児童・家庭支援センター所長 こちら、現在、23区の中で既に実施済み、この制度を導入済みの区は6区、そして都下の市では1市でございますが、いずれもいわゆる独自の上乗せというのは実施をしておりません。

○林委員 そうすると、23区のうち6区が先行して、金額はばらつきがあるんでしょうけれども助成をしているところが、東京都の制度が入ることによって144時間まではいけると。で、プラスアルファ6区のところはいけるという理解でよろしいんですか。それとも一緒になる形で、上限2,500円の144時間という形になるんですか。

○安田児童・家庭支援センター所長 今申し上げた6区プラス1市というのは、この東京都のこの事業、これを導入しているところが6区プラス1市ということでございます。

○林委員 分かりました。東京都のほうで、年度予算なのか補正なのか、予算立てをして、先行して進められていたと。

ここから出てくるのが、一つが、事業者によるんでしょうけど、要は年末年始とか休日とか、こういう形になってくると、また金額も変わってくると思うんですけど、これはどんな形で、先ほど1,900円から3,300円と言われましたけれども、実態を把握されているんですか。

○安田児童・家庭支援センター所長 そうですね。やはり事業者によりましては、土日、祝日は1時間330円割増しをしたりとか、あるいはゴールデンウィーク、お盆、年末年始は25%増といったようなところもございます。また、先ほど時間単価で申し上げましたけれども、事業者によっては、いわゆる入会をしていただくということで、入会金を求めるといった事業者も、場合によってはございます。

○林委員 そうですね。7番のところ、入会金、会費とか出てきて、それぞれ負担、各家庭によって、事業者が20社あるというお話だったんですが、選択しなくてはいけないんですけど、どんな形のイメージになるんですかね。入会金は大体どれぐらい取られて、年会費になるのか月会費になるのか、どうなのか。保険料はどうかとかという、要は自己負担がどれぐらいになるのかというのは、把握されていればお答えください。

○安田児童・家庭支援センター所長 これもちょっと会社によってばらつきがございます、例えばなんですけれども、入会金、年会費がなしの事業者であれば、1時間2,750円で、ご利用いただくのは3時間からご利用いただくと。こういったような会社もござ

いますし、あるいは同じように1時間2,200円からで、入会金、年会費なし。ただし利用は2時間からといった事業者がごさいます。また、入会金、年会費を設けているところは、これもかなり事業者によってばらつきがございまして、入会金3万円ですとか、入会金2万2,000円、1万1,000円といったような、こういったことで、あるいは年会費が4,000円、あるいは年会費1万円とか、やはりこれも事業者によって、かなり、ばらつきと申しますか、差があるところでございます。

○林委員 そうしますと、今ご説明いただいたような形のを、事業者というのは各利用者が個別にいかなくては、情報を、アクセスですね、それとも東京都のどこかの一覧のところで、入会金はここは幾らですよと、単価はこれぐらいですよと、病気のときもやりますよ、年末もやりますよとかと、一覧で選択できるようになっているんですかね。それとも自己責任でそれぞれ情報を取らなくてはいけない形になっているんですかね。

○安田児童・家庭支援センター所長 これは東京都のホームページに掲載されております情報で、事業者一覧、そして、その事業者一覧のところから事業者の名称をクリックいたしますと、その事業者のホームページのほうにまたリンクが貼られているというところでございます。

○林委員 ごめんなさいね、聞き方が悪くて。要は東京都の事業ですから、東京都が全部20の認定した事業者のところを一覧表をやっていて、入会金なり保険料なり交通費等々の基準なりというのは、全部アクセスできるような形になっている。

何を言おうとしているかって、要は千代田区ベビーシッター制度と言って広報するわけですよ。そのときに、区に問合せが来たときに、東京都のを見てくださいという形なのか、千代田区のほうで、いや、ここをしっかりと、とって情報提供できるような準備を整えられているのか。どこまでやられているのかとこの確認したいんです。

○安田児童・家庭支援センター所長 現時点で、まず広報11月20日号とホームページ同日付でこれを掲載いたしますけれども、その段階ではまだこの東京都のホームページのほうから、今申し上げた各事業者の一覧並びにそれぞれの事業者ごとの具体の事業運営のホームページにリンクが貼られているという、そういった状況でございます。

○林委員 東京都の事業だからというのもあるんでしょうけれども、窓口対応で、できるだけ問合せが来たときには、ここがいいと言うわけにはいかないでしょうけれども、この中からという形で選べるような形を取っていただきたいというのが一つと。

もう一つが、区として想定しているのは、これ、どれぐらいの予算規模で何人ぐらいを対象にされているのか。歳児ごとに、もしシミュレーションがあればお答えしていただきたいですし、0-6歳まででしたら、全体で何人ぐらいで、今年はこれぐらい、来年はこれぐらいというのを想定されているのかとこの確認したいのがもう一つ。

最後が、東京都の事業なんで、全部62区市町村一括で予算立てはしていると思うんですけども、区ごとの、自治体ごとの、62区市町村ごとの割当て人数、上限というのがあるのかないのか。要は非常に使う自治体があって、全く使わない自治体があるとか、それでも全く予算上、東京都のほうでは問題ないのか。制度設計の仕組みについてお答えください。

○安田児童・家庭支援センター所長 まず、こちらの今後の利用見込みの実績でございしますが、まだ、例えば歳児別等々、そういった具体のシミュレーションと申しますか、そう

いったものは、まだそこまで積み上げて持っているものではございません。

それから、例えばほかの自治体で例えばどこまで使えるかとかといった、いわゆるそう
いったアップーといいますが、そういったものについて、都のほうで特に制約を設けてい
るものではございません。

○たかざわ委員長 よろしいですか。

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○たかざわ委員長 はい。では、(1)ベビーシッター利用支援事業の開始について、質
疑を終了いたします。

次に、(2)お茶の水小学校・幼稚園の施設整備について、理事者からの説明を求めま
す。

○赤海子ども施設課長 それでは、お茶の水小学校・幼稚園の施設整備につきまして、お
手元の教育委員会資料2に基づき、ご報告させていただきます。

区立お茶の水小学校・幼稚園改築工事につきましては、本年2月の当委員会におきまし
て、埋蔵文化財の発掘調査終了後に地中障害物が確認されましたこと。また、4月に、口
頭ではございますが、当該地中障害物にアスベストの含有が確認され、除去の工程が必要
であることについて。また、6月に地中障害物及びその時点での状況につきまして、それ
ぞれご報告させていただきましたところでございます。今回、その後の状況について、ご
報告させていただくものでございます。

改めて教育委員会資料2をご覧ください。資料の左側、大きい資料で大変申し訳ありま
せん。資料の左側、真ん中寄りにですが、幾つかの色別で、囲い、赤枠で丸数字で表示し
ている配置図がございます。これは当該敷地と主な建築の経緯をお示しし、6月にご報告
さしあげましたものと同じものでございます。

こちらのうち、②の青枠の部分について、昭和元年建築の校舎基礎が残存しておりました
こと、またこの青枠の下のほう、図面のクリーム色部分におきまして、昭和48年の校
舎新築時に埋め戻されたと思われる地下室も残存し、その際の埋戻し土に混入していた建
材にアスベストが含有されていたものでございます。その後の作業によりまして、今度は
資料右側の青い実線の四角い囲みの中に様々書かせていただいているところですが、現時
点までにアスベスト含有アスファルトの先行除去が完了し、重機による地下躯体の解体も
一部完了、健全土による埋戻しのほか、CD機による解体・埋戻しも完了したという状況
でございます。

今回の地中障害物に関わる作業で、5.5か月の工期延伸となりますが、山留、杭、軀
体工事について、1.5か月の工期短縮策を採用することで、結果、現時点で4か月の工
期延伸、令和5年9月末までの工期変更の見込みとなりました。なお、今後の掘削作業な
どによりまして、床付け完了までの間で地中障害物が発見される場合もあり得るとい
うふうに聞いているところでございます。

本件につきましては、本日の企画総務委員会におきましても、契約変更などの必要な手
続と併せ、同様のご報告を差し上げる旨、聞いているところでございます。

ご報告は以上でございます。

○たかざわ委員長 はい。ご説明いただきました。

委員の皆様、質疑をお受けいたします。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○たかざわ委員長 はい。それでは、(2) お茶の水小学校・幼稚園の施設整備について、質疑を終了いたします。

次に、(3) (仮称) 四番町公共施設整備について、理事者からの説明を求めます。

○赤海子ども施設課長 (仮称) 四番町公共施設整備につきまして、教育委員会資料3に基づき、ご報告させていただきます。

(仮称) 四番町公共施設整備につきましては、やはり5月の当委員会におきまして、外壁塗装材にアスベストが含有されており、除去工事が必要となりましたことについて、口頭にてご報告させていただいたところでございます。また、6月に除去作業の範囲や作業についてそれぞれご報告をさせていただきましたが、今回、その後の状況についてご報告をさせていただくものでございます。

お手元、教育委員会資料3-1をまずご覧いただけますでしょうか。上半分に配置図がございます。こちらは現在の既存北棟と南棟の配置図でございます。上の濃いピンク色の部分が北棟、下の薄いピンクが南棟でございます。それぞれの丸数字の方面から見たものが下にある立面図と一致するものとなります。下の半分なんですが、上段が北棟、下段が南棟で、濃淡それぞれのピンク色部分及び青色部分が外壁塗装材で、アスベストが含有している部分でございます。

おめくりいただきまして、こちら大きな資料で恐縮でございます。資料3-2をご覧いただけますでしょうか。こちらは6月にご報告さしあげました時点から、除去作業を行った南棟の状況でございます。縦に三つ分けて掲載しておりますが、左側の縦に並んだ2枚について、こちらが低層部になりますが、上の写真が外壁の石綿除去前のもの、下が除去後の様子でございます。また、真ん中、中央の縦に並んだ2枚なんですが、こちらは地下1階部分の外壁について、やはり上の段が除去前、下段が除去後の様子を写したものでございます。右側の上段につきましては、外壁仕上塗材石綿の除去作業の状況、様子を掲載したものでございます。下段は石綿が含有されている内装材をお示ししているものでございます。今後、北棟の外壁や内装材のアスベスト除去作業を行いまして、解体工事に進んでいく予定でございます。

工期につきましては、居住者の方の移転に係るもの、アスベスト除去に係るものとして、16か月余の延伸の見込みとなると聞いてございます。

本件につきましては、本日の企画総務委員会におきましても、契約変更などの必要な手続と併せて同様のご報告を差し上げる旨聞いてございます。

ご報告は以上でございます。

○たかざわ委員長 はい。説明が終わりました。

委員の皆様から質疑をお受けいたします。よろしいですか。(発言する者あり)

林委員。

○林委員 ごめんなさいね。ちょっと飛んでしまうんですが、こちらの四番町についてはよく分かりました。大変ですよ、アスベストが出ちゃうと、どこも。で、仮園舎のところなんですけれども、当初はかなり年次を区切った形で、仮園舎、プレハブのところをやってすぐ戻れると。これは麴町保育園のときも一緒に、随分長期化してしまって、かなり、

傷んでいるのかなというのが実感としてあるんですけども、どんな形で対策を取られているんですかね、児童館も含めて。要は延びるんでしょ。工期が延びるということはもっと仮園舎を使う時間も延びるわけなんで、仮とはいえ一度きりの人生の子どもたちが、0歳から6歳で児童館も要る大切な時間の場所なんで、どういうふうに把握されて、今後メンテをどういうふうにされようとしているのかというのを、ちょっと補足でお答えしていただけますか。

○赤海子ども施設課長 現状の仮園舎、仮の児童館のメンテナンスに関しましては、例年度、いわゆる予算を計上した上でメンテナンスを行っているという状況でございます。また、ご案内のとおり、現在、令和5年度いっぱいの前で場所をお借りして、現在の仮園舎、仮の児童館を設置しているところでございますが、引き続きその場所を使用していくということになれば、これは委員ご指摘のように、メンテナンス、さらに配管などのチェックを行いながら、例年のメンテナンスをしながらなんですけれども、そのチェックを行いながら必要な措置を講じていくことが必要になろうかと思っております。

以上でございます。

○林委員 ちょっと、これは本題とはずれるんですけども、多分ここの地域文教のところの所管事務としては大事なところだと思うんですけど、次々と延びていって、本当に今の時点で快適なのかどうかというのは、これは併せた形で報告の資料等々をつくってもらわないと、延びますよ、はいそうですか、という形にはなかなかならないと思いますし、移ることを期待して入園したご家庭もあるわけですし、今のところで何か不都合は必ず出てくるはずだと思うんですけど。通常園だって出てくるはずなのに、ましてプレハブの状態、コロナも加わって、どういうことになっているのかと、ちょっと一回、どれぐらい延びて、その間どういう手当てをしてきたのか。

かなり不利益を被らせていると思うんですよ。区立保育園でプレハブですから。本来だったらもっと快適で、いい園庭があって。区立だから。お日様ぼかぼかという形でできたのが、実際は工事だらけで、そんなにいい園舎というわけでもないし、児童館というわけでもないんで、今後ちょっとこれはここで、もむというよりも、現状把握を1回させていただいて、必要な予算措置があるのであれば、一緒になって僕らのほうも、これだけやっぱりお金をかけなくちゃいけないんじゃないですかというのを次々と問題提起もして、皆さんと一緒にしていかないと、いつまでたってもずるずるずるずるプレハブのままで仮園舎というのは、非常にかわいそうだし、これはもう残酷な話だと思いますよ。延びますという、軽くおっしゃることではなくて。

何かこう、しっかりと、こう、委員会なんだから、区議会の。そうですかと、どこかの、はいそうですかと聞いただけだったらいいですけど、そうじゃないんで、よりいいところを、環境をというか、悪くない環境をつくってあげなくちゃいけない。ちょっと仮園舎について出させていただきたいんですね。問題点も含めて。園側の要望も含めて。

○清水子ども部長 林委員のご指摘は非常に重要な点だと思っておりますし、大変ごもともでございます。（仮称）四番町公共施設整備につきましては、様々な課題がございます。この間、区議会におかれましても、非常に長い時間をかけてご審議を頂いて現在に至るということはお案内のとおりでございますけれども、様々な課題を一つ一つクリアしながら、現在ようやくここに来た段階におきましては、ご指摘を頂きましたとおり、私ども

所管としております保育園、児童館、学童クラブの仮園舎の期限というところ、その仮園舎そのものについて今後どうしていくのかというのが、目下私どもに与えられた非常に重要な課題だというふうに認識をしております。改めまして、ご指摘も踏まえまして、仮園舎、そして今後の状況、検討等につきまして、当委員会にお示しをして、また一緒にお知恵を頂きながら前に進めていきたいと思っております。また改めてご報告をさせていただければと思っております。ありがとうございます。

○たかざわ委員長 次回までには調査して、報告を頂けるということでよろしいですかね。

○林委員 次回じゃなくても、予算を組むところまでにやってもらいたいな。これで足りるとか足りないとか、もっとやってもらいたいのも聞いていると思うんで。そんな急ぐことじゃなくて、園側にも保護者にも丁寧に聞いていただいて、特に児童館の子どもの、もう小学生とか、何が欲しいという形ぐらいやってあげたほうがいいんじゃないかな。延びちゃうばかりで、卒園しちゃうもんね、卒業しちゃうもんね。

○たかざわ委員長 子ども部長。

○清水子ども部長 ご案内のとおり、保育園、児童館、学童クラブ、仮園舎でプレハブでございます。プレハブといっても、私なんか子どものときに味わったプレハブとは違う、とはいえプレハブでございます。特に、ご指摘がありましたとおり、保育園というよりは、児童館、学童クラブのお借りしている面積が非常に狭くて、ご利用にも支障を来しているという実態はございます。子どもさん、それから保護者の皆様にも窮屈な思いをさせてしまっていて、大変申し訳ないと思っております。

いずれにいたしましても、お子さんたちの現状を職員は十分に把握しているはずですが、さらに子どもさん、保護者の皆さんからお声をお伺いしながら、今後どのようにしてまいりたいか、どのようにしていくべきかということも併せて、少しお時間を頂いて、改めてご報告をして、ご相談を差し上げたいと思っております。よろしく申し上げます。

○たかざわ委員長 多分、林委員は、予算編成時期であれば、そのときにもうきちっとした対応ができるようにということだったと思うんですけども、補正でもいけるんですかね。

○林委員 いやいや。でも、そうじゃなくて、予算組みで、多分予算は……

○たかざわ委員長 林委員。

○林委員 多分予算のところでも聞いていると思うんですが、ある程度上積み、バッファを含めて措置というのは、これは必要なことだと思うんですけど、だって、もう、本来は解体する予定だったところを維持管理しなくちゃいけないんで、これは上積みする。

で、予算のときはそんな形で、幾らか基準値よりも何ポイントか上乘せ、2割なり3割なり5割なりと。その後で随時、修正できるところは、改善できるところは改善してあげる。遊ぶ物がないとか、ボールがパンクしているとか、つまらないことでも子どもたちにとってはすごく大事なことだと思うし。

そんな形なんで、予算は上乘せで、プラスアルファ、聞き方は、今、部長がおっしゃったように、丁寧な形で、年度でも随時、何かやってあげられないかと、大人の責任で。子どもたちに迷惑をかけちゃっているんだから、約束どおりできていないんだから、戻しますよといって戻していないんだから。ここは大人の責任でやらなくちゃいけないところだから、そこを精査して丁寧にというのが、多分、部長の位置づけだと思うんですけど。うん。緩いから、千代田の予算の。別に執行率が低くたって、何も文句言わないで通っちゃ

うんだから、かなり高いところを維持のところを持っていて、中身については本当にゆっくり丁寧に、ぽっと出てきた意見が、これは大事だねというのは出てくると思うんで。そんなイメージなんです。

○清水子ども部長 ご指摘ありがとうございます。大きな予算云々につきましては、予算の中身につきましては、今後精査をしてまいりたいと思っておりますけれども、今のご指摘も踏まえまして、少なくとも現状において、ご指摘を頂いたようにご迷惑をおかけしている。先ほどもございましたけれども、当初であればもう戻ってくる、新園が竣工して戻ってくるというようなことが間近に控えているというスケジュールであったと。にもかかわらず、すごくそれが先の話になってきてしまっているということも踏まえまして、保護者の皆様方、お子さんの状況、少し丁寧に伺いもしつつ、急ぎできることは今年度中にも対応するということも含めて、また改めまして四番町の保育園、児童館、学童クラブの現状と方向性につきましては、別途ご相談させていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○たかざわ委員長 よろしいですか。

○林委員 はい。

○たかざわ委員長 はい。ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○たかざわ委員長 はい。それでは、(3) (仮称) 四番町公共施設整備について、質疑を終了いたします。

次に、(4) 令和3年特別区人事委員会勧告について、理事者からの説明を求めます。

○山本指導課長 私からは令和3年の特別区人事委員会勧告の概要について、報告をいたします。お手元の教育委員会資料4をご覧ください。

特別区人事委員会は、令和3年10月20日に、特別区職員の給与等について、資料記載のとおり報告及び勧告を行いました。区の職員に関しましては政策経営部所管となりますが、指導課は、特別区人事委員会の勧告のうち、幼稚園教育職員に対して関わる部分が所管となります。

それでは、1、給与改定の内容をご覧ください。(1) 月例給については、職員の給与が民間従業員給与を94円上回っているものの、これは僅かな差であり、給料表や諸手当の適切な改定を行うことが困難なため、本年における月例給の改定はありません。続いて、(2) 特別給(期末・勤勉手当)については、民間における特別給の支給状況を勘案して、区職員の年間支給月数を0.15月引下げ、現行4.60月を4.45月とするものとなります。支給月数の引下げ分は期末手当から差し引くこととし、このことにより、職員の平均年間給与は約5万9,000円の減となります。

次に、2、人事・給与制度、勤務環境の整備等に関する意見です。(1) 仕事と家庭の両立支援という観点から、不妊治療のための休暇の創設と、会計年度任用職員の仕事と家庭の両立支援制度の検討が求められました。育児や介護を行う職員が意欲を持ってその能力を十分に発揮できる環境を整えていくことは、少子高齢化が進む我が国において社会全体で取り組むべき重要な課題であり、特別区においても一層仕事と家庭の両立支援の推進が求められる内容となっております。

次に、3、定年引上げに関する意見です。(1) 高齢層職員の能力及び経験の活用とし

て、少子高齢化に伴い若年労働力人口の減少が続く中、複雑・高度化する行政課題に対し、質の高い行政サービスの提供を継続していくためには、高齢層職員の能力、豊富な経験・知識を最大限活用することが不可欠であると述べられております。

続いて、(2)法改正による定年の引上げです。改正地方公務員法が令和5年4月から施行され、公務員の定年が原則として65歳に引き上げられることから、定年引上げとそれに伴う新たな制度等の円滑な導入を図る必要が述べられております。

主な内容として3点、1点目の60歳を超える職員の任用ですが、役職定年制については、特別区の任用実態を十分考慮し、その制度趣旨を的確に踏まえて円滑な導入を図り、事務事業の実施や区民へのサービス提供に影響を及ぼすことのないように留意する必要があります。幼稚園教育職員に関しては、園長及び副園長が60歳に達した日以降の最初の4月1日には、管理職以外の職に異動させることとなります。2点目、60歳を超える職員の給与については、当分の間、60歳を超える職員の給与は、60歳前の7割水準に設定することが適当としています。3点目、高齢者部分休業については、高齢者職員の勤務形態の選択肢を広げ、仕事との両立を支援する観点から、高齢者部分休業の導入について検討する必要があるとしています。

(3)今後の高齢層職員の在り方です。特別区人事委員会は、在職期間の長期化に伴う60歳前の職員のキャリア形成やモチベーションの維持・向上を強化する取組の検討を進めていくとともに、新たな定年制度の運用状況、国における今後の検討状況、民間企業における高齢期雇用や給与の動向等を注視し、高齢層職員の任用や給与といった処遇の在り方について、引き続き検討していくと、研究していくと述べられております。

なお、今後の予定ですけれども、この給与勧告を受け、給与改定に向けて職員団体、労働組合による給与改定交渉が行われ、その交渉結果を踏まえ、区議会定例会において給与条例の一部改正を提案させていただきます。条例の提案時期は第4回定例会を見込んでおりますが、今後の状況によっては第1回定例会になる可能性もございますので、よろしくお願いいたします。

本件の報告は以上となります。

○たかざわ委員長 はい。説明いただきました。委員の皆様から質疑をお受けいたします。

○牛尾副委員長 民間が下がっているから、特別給が下がってしまうと。これで2年連続ですかね、下がるのは。結構、年間6万円の減ということで、結構大きな額になるんですけども、まず交渉はもう、これからなのか、それとも、もし何回か交渉しているのであれば、労働者側からのどんな意見があるのかというのが、もし把握できればお願いしたいのと、あと裏面の定年延長ですね。この法改正によるとありますけれども、この意図ね。当分、60歳を超える職員の給与は7割水準に設定することが適当とありますけれども、この理由といいますかね、もし把握できていればお願いしたいんですけども。

○たかざわ委員長 分かりますか。

○山本指導課長 まず1点目、交渉につきましては、今後11月初旬から中旬にかけて行われるというふうに聞いております。

それから2点目、3割減ということですが、こちらは、職が変わることによる減というふうに捉えていただきたいというふうに思います。例えば園長、副園長が、主任教諭、教諭となるというところで、給料が減というふうになるというふうに考えます。(発

言する者あり)

○たかざわ委員長 えっ、一緒。

牛尾委員。

○牛尾副委員長 ということは、60歳を超えたら役職は皆さん降りられると。ほかの部署につくと。原則そうになってしまうということですか。

○たかざわ委員長 休憩します。

午前11時50分休憩

午前11時56分再開

○たかざわ委員長 委員会を再開いたします。

指導課長。

○山本指導課長 お時間を失礼いたしました。先ほどご質問いただきました件ですけれども、まず定年制が、定年が延長する、65歳まで延長するというのが1点ございます。それと同時に、役職定年制ということで、こちらは現在の役職が60歳までということで、その後、引き続き採用される場合にも、管理職以外の職ということでの採用ということになりますので、その分で、給与の水準が70%、7割というようなことになるというふうにお考えいただければと思います。

以上です。

○たかざわ委員長 よろしいですか。

ほかにごございますでしょうか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○たかざわ委員長 それでは、(4)番、令和3年特別区人事委員会勧告について、質疑を終了いたします。

以上で子ども部の報告を終わります。

では、休憩します。

午前11時57分休憩

午後 1時00分再開

○たかざわ委員長 委員会を再開いたします。

地域振興部の報告事項に入ります。

地域振興部(1)第6次千代田区ジェンダー平等推進行動計画(素案)について、理事者からの説明を求めます。

○小川国際平和・男女平等人権課長 第6次千代田区ジェンダー平等推進行動計画(素案)について、ご報告いたします。

現行の第5次男女平等推進行動計画の計画期間が令和3年度で終了するため、第6次計画を令和3年度末に策定予定となっております。本委員会においては、昨年、令和2年7月22日に意識・実態調査の実施、計画策定予定についてご報告し、令和3年3月19日に意識・実態調査報告書を議員ポストに配付させていただき、3月23日にその旨口頭報告を行いました。6月10日に男女平等推進区民会議からの第6次計画に向けた提言についてご報告し、7月15日に第5次計画の数値目標と現状値の状況、第6次計画策定の予定についてご報告いたしました。このたび第6次計画(素案)がまとまりましたので、ご報告します。

資料1-1が素案の概要になっておりまして、資料1-2が素案本文でございますが、概要を中心に説明いたしますので、素案本文については併せてご覧いただくか、後ほどご覧いただければと思います。

それでは、地域振興部資料1-1、素案の概要をご覧ください。区では「性別による不平等がなく、だれもが自分で生き方を選ぶことができ、その選択が認められて参画できる社会の実現」を基本理念として施策を進めてきておりますが、第5次計画の期間が令和3年度で終了するため、区民等で構成する区民会議の提言を踏まえ、計画を改定するものでございます。また、本計画の名称について、区民会議からの提言にもありましたが、SDGs（持続可能な開発目標）におけるジェンダー平等を実現しようという目標を踏まえ、計画名称のうち「男女平等」を「ジェンダー平等」に変更するとともに、これまでの計画を継承するため、「第6次千代田区ジェンダー平等推進行動計画」としております。

施策の体系でございますが、区民会議の提言を踏まえ、基本理念、基本的な考え方、目標は第5次計画を踏襲しております。5つの目標、15の施策の方向、106の事業があり、施策の方向ごとに22の成果目標を設定しております。この計画は、男女共同参画社会基本法、配偶者暴力防止法、女性活躍推進法に規定する本区の男女共同参画計画、配偶者暴力対策基本計画、女性活躍推進計画に当たるものでございます。

資料の裏面をご覧ください。計画の期間は令和4年度から8年度までの5年間です。計画の評価ですが、成果目標を設定し、客観的に5年後の評価を行い、次期計画の策定に生かすこととしております。

主な成果目標を表に示しております。一番上ですが、「社会全体における男女の地位の平等感」における「平等」と答えた人の割合」。こちらが、現状値が、区民17.3%、青少年20.5%を、目標値、令和8年度には区民50%、青少年50%としております。「LGBTsという言葉の意味を知っている人の割合」、こちらが、現状値が75.4%を目標は80%としております。「DVに関する相談窓口を知らない人の割合」、こちらも現状値が13.2%のところを、知らない人を減らすという意味で8%を目標としております。「就業している女性の割合」、こちらは区民71.6%の現状を77%に増加すると想定しております。「区の審議会等における女性委員の割合」、これは令和3年度に31.2%ですが、40%以上60%以下の目標にしております。次に「千代田区男女共同参画センターMIWを知っている人の割合」、こちらが、区民の方が30.3%ですが、35%を目標としているというところでございます。

次に、第6次計画の新規・拡充事業でございますが、区民会議の提言等を踏まえて、充実を図ったところでございます。施策の方向の、生涯を通じた心とからだの健康づくりの推進、①のところですが、の性や生殖に関する知識及び情報の普及・啓発では、これまでも行っている講座に加え、区立学校向けに出前講座を充実してまいります。次の、生命（いのち）の安全教育の推進のための教材等の活用は、新規事業です。令和3年4月に文部科学省から、子どもや若者を性暴力の当事者にしないための生命の安全教育の教材等についてという通知が発出され、幼児期から小・中・高・大学生・一般に向けて、教材や普及啓発資料、指導の手引が作成、公表されまして、積極的に活用するよう協力依頼がなされております。そのため、こうした教材等の活用を入れております。

②生活上の困難を抱える女性などへの支援においては、東京都若年被害女性等支援事業

との連携による支援を新規事業としております。東京都若年被害女性等支援事業は、モデル事業でしたが、令和3年度に本格実施に移行し、秋葉原地区ではNPO法人BONDプロジェクト、一般社団法人若草プロジェクト、こちらはまちなか保健室をやっているところですが、が実施団体になっておりまして、夜間見回り、声かけ、相談、見守り支援などを行っております。この事業と連携し、保護や支援を必要とする若年被害女性に相談や各種の援護を行います。

③LGBTsへの理解と人権尊重のための施策の推進でございます。においては、新たにパートナーシップ制度・ファミリーシップ制度の導入の検討を入れております。東京都において同性パートナーシップ制度の検討を行うとの都議会での都知事答弁があり、総務局が令和3年度の調査を行っておりますので、その動向を踏まえ、本区の対応を検討してまいります。LGBTsへの対応に関するハンドブックの充実は、令和元年度に作成した職員ハンドブックの更新と、区民、区内企業等に向けたハンドブックを作成するとしており、拡充としております。

④DV・デートDVの防止と被害者の支援では、新規事業として、長らく検討課題だった配偶者暴力相談支援センターを設置します。国際平和・男女平等人権課と生活支援課、児童・家庭支援センターと相談支援を役割分担、協働し、国際平和・男女平等人権課にて総括して対応いたします。

⑤女性のキャリア形成・就労の支援では、新規に国、東京都の各種支援制度の活用促進を入れております。女性再就職サポートプログラム等におけるIT技術習得等、各種事業の周知や情報提供、活用促進を図っていきます。なお、国との就労支援事業と連携した講座、講演会も実施してまいります。国、東京都において、リスキリング——学び直しですね、を重点的に行う方向ですので、そういった活用を考えております。

⑥番、政策・意思決定過程における女性の参画の拡大では、審議会等における女性の参画促進について、これまで働きかけにとどまっていたので、こちらを拡充して、審議会等における女性の参画に向けたポジティブ・アクションの推進——積極的改善措置の推進ですね、を行います。女性が少ない場合は、要綱等の改正なども含め、具体的な改善の方針を定めていくことなどを想定しております。

次に、女性による意見交換の場の提供は新規で、地域の問題解決や活性化を促進し、女性がさらに活躍できる社会を構築するため、広く女性の声を聞き、意見交換を行える場を提供してまいります。こちらは、現在「ちよだの女性が未来をつくる！フューチャーセッション」というのをやっておりますけれども、今年7月に本委員会にも口頭報告したのですが、そういったものを想定しております。次に、「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」に対応した避難所運営は、これまでの取組を拡充し、令和2年5月に内閣府が作成したガイドラインに対応した避難所運営マニュアルを作成するというものでございます。

今後の予定ですが、広報11月20日号、ホームページなどで素案を公表し、11月20日から12月20日までパブリックコメントによる意見募集を行い、その結果を踏まえ、令和4年3月に計画を策定する予定となっております。本委員会にはまた適宜報告してまいります。

説明は以上でございます。

○たかざわ委員長 はい。説明が終わりました。委員からの質問を受けます。よろしいですか。

牛尾委員。

○牛尾副委員長 今後、内容が、パブコメなどによって練り上げられていくと思いますけれども、ちょっと幾つかだけお聞きしたいんですけれども、コロナ禍において女性の自殺が増えているという報道もありまして、やはりこのようなコロナとか大きな問題があると、やっぱり立場の弱い方々に、矛盾というかな、集中していくのかなという表れだと思っんですけれども、こういうジェンダー平等の推進行動計画の中で、例えば女性のキャリア形成、就労の支援というのがあるんですけれども、本当にそうした立場の弱い女性の皆さんに対しての、この支援の強化というのかな、そういう視点というのはどうなんですかね。

○小川国際平和・男女平等人権課長 コロナ禍とかそういったところで、非正規の方が多いとかというような状況がありまして、特に女性にそういったしわ寄せというか、困難があるということございまして、相談などの件数も増えているような状況でございます。ですので、特に相談などで、そういった、今度、配偶者暴力相談支援センターのほうも相談機能を強化していこうということで、配偶者暴力だけではなくて、相談機能全体を強化してまいりたいと思っておりますので、そういったところでの対応と、あとキャリア形成のほうは、東京都のほうで、女性支援とかそういった、労働局ですけれど、あ、産業労働局ですかね、のほうでそういった事業をやっておりますので、そういったところとの連携を図りながら活用していくとか、あと、国の職業センターのほうとの連携とかというようなことを、相談も含めながら対応してまいりたいというふうに思っております。

○牛尾副委員長 キャリア形成とかそういうのは非常に大事だと思うんですけれども、例えば独り親世帯とか、なかなか、こう、生活が大変な方々の状況の実態の把握とか、そういったのをこちらから積極的にやっていくということはやっていらっしゃるんですか。

○小川国際平和・男女平等人権課長 そういったことの直接的な実態把握ということは、やっていないというか、調査はしておらないですけれども、相談での対応ですとか、それは私どもだけではなくて、生活支援課とか児童・家庭支援センターとか保健所とかで、そういった相談を受けているような状況の中で、情報交換をしながらと、あるいは高齢者のほうの、安全、何でしたっけ、あんしんセンターですとか、そういったところとの連携をしながら把握しているというような状況でございます。

○牛尾副委員長 ぜひ、そういった関連の部署等も含めて、協力して、とにかく声を上げられない方々というのがいらっしゃると思いますので、せっかくこの計画が出来上がると思うんで、ぜひ、こちらからつかむ努力というのもしていただきたいと思っております。

いま一つ、この6次の新規・拡充事業で、LGBTsへの理解と人権尊重のための施策の推進というところで、パートナーシップ制度・ファミリーシップ制度の導入の検討と。これは東京都や国の動向を踏まえるというご答弁があったんですけれども、実際に、今、渋谷とか足立とか、そういった制度を導入している区もあるわけで、そうしたところの状況もしっかり調べていただいて、動向を待たずに、千代田区としても積極的にやっていくという方向で努力をしていただきたいと思っんですね。その際、住宅の問題とか保険の問題とか、様々な課題が出てくると思っんですよ。そうすると、住宅課なりほかの課との連携というののもやっていかないと、この導入というのはなかなか大変だと思うんですけれども、

その辺の考えはいかがですか。

○小川国際平和・男女平等権課長 パートナーシップ制度に関する23区の状況ですとか、あと区内で、こういうものが導入された場合にどういった影響が出るかというようなことの調査を、内部的に今やっているところでございます。

それで、東京都の制度になろうと区の制度になろうとなんですけども、どういったところの制度を活用していくのかとか、対応させていくのかというところが、さっき住宅のこともおっしゃいましたけども、そういうところが、具体的にどこに適用させていくのかというのが問題になりますので、そういったところを含めてきちっと調査をしながら、東京都が導入するにしろ、うちのほうで独自に考える場合もあるかもしれませんけれども、そういったところも含めて検討してまいりたいというところでございます。

○牛尾副委員長 はい。

○たかざわ委員長 よろしいですか。

秋谷委員。

○秋谷委員 この冊子は、このまま大体、何か区民の方に配られる形で表に出るものなんでしょうか。

○小川国際平和・男女平等権課長 パブリックコメントを11月20日から行いますので、広報に1面、概要みたいなものを載せさせていただくと、ホームページには概要版と本文そのものを掲載して、あと、何というんですか、区内の施設とかに閲覧用のものを置かせていただくというような形で、周知を図ろうと思っております。

○秋谷委員 5ページ、まあ5ページじゃなくてもいいんですけど、5ページの(4)の上から2行目、3行目か、行動計画の、推進行動計画のほうには、「だれもが自分で生き方を選ぶことができ、その選択が認められて」と書いてあって、32ページのほうには、一番左側、「選択肢」となっている。なので、ちょっと、(発言する者あり)「選択」が正しいと思うんで、ちょっと今ぱっと眺めていたら見つけたんで、直してから。それだけです。すみません。

○小川国際平和・男女平等権課長 すみません。ご指摘をありがとうございます。「選択が認められて参画できる」ですね。そういった、ちょっとミスがまだあるかもしれないんですけども、大筋は変わっていませんので、修正させていただいて、パブリックコメントに移らせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○たかざわ委員長 ほかにございますでしょうか。

○小野委員 今回、計画の評価のところ、成果目標が令和8年度に向けて設定されています。これを見ると、「DVに関する相談窓口を知らない人の割合」というのが思いのほか低くて、さらにたくさんの人たちに知ってもらおうということで、目標値が8%に定められています。

今ちょうどWリボンキャンペーンを開催していると思うんですけども、こうした冊子というのは、最初リリースされたときにはとっても注目度は高いんですけども、都度、年度の中で、いろんな形でこのDVについても認知をしてもらうということをされていくと思うんです。で、今回例えば配られているこのWリボンキャンペーンのチラシというのは、大体何部くらいが作られていて、どういうところに展開がされているのか、配布がされているのかというところを、ちょっと参考までに教えていただければと思います。

○たかざわ委員長 分かりますか。

担当課長。

○小川国際平和・男女平等 인권課長 申し訳ありません。ちょっとチラシが全部で何部だったかというのが今把握できないんですけども、こちらのキャンペーンについては、4課——すみません、生活支援課と児童・家庭支援センターと高齢者のほうの担当課ですね、のほうと4課で連絡会議をやりながら、キャンペーンを進めておりまして、関係の施設ですとか、あと今回は民間のところにもお声かけをしたりして、あと、駅とかですね、駅はメトロだけだったと思うんですけども、そういったところにも置かせていただくような形で周知を図っているところです。あと、風ぐるまにチラシと、あと何でしたかね、つり革のところこういう表示をさせていただいたりとかというようなことをして、やっております。すみません。ちょっと部数が今分からないので、また後日ご報告いたします。すみません。

○たかざわ委員長 小野委員。

○小野委員 大丈夫です。ありがとうございます。そうですね、こちらは本当にデートDVだけではなくて、子どもも含めて、障害者ですとか、様々な観点でDVというところがありますので、おっしゃるとおりだと思います。やっぱり認知度を高めていくというところが、どこに展開をしていくかということだと思いますので、もちろん広報千代田も使われると思うんですけども、LINEでの周知ですとか、様々な手段を使って、ぜひ、せっかくのこの目標値ですね。さらに、区民の方はもう全員が知っているというぐらい何とか頑張っていたきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○小川国際平和・男女平等 인권課長 LINEでの周知等も含めまして、積極的に周知を行ってまいりたいと思っております。

○たかざわ委員長 よろしいですか。

ほかにございますでしょうか。

○うがい委員 65ページの、これはあくまでも共同参画センターMIWのことだとは思いますが、30歳以下の世代の区民の認識が、認知度が課題のポイントとなっていますけど、これはそのセンター、MIWのセンターのことだけでなく、全体的なのか。やっぱりこのMIWのことだけを言っているのか。その辺の認識はどうなんでしょう。

○小川国際平和・男女平等 인권課長 こちらはMIWの認知度を意識・実態調査で調査したときのもので、年齢が低い方の認知度がやはり低いということで、MIWのことを指しております。

○うがい委員 ありがとうございます。ということであれば、殊さらこのことだけ注力するわけではないんですけども、何が言いたかったかというと、学生とか学校とか、特に大学などが多かったりするこのエリアですので、何かちょっと聞くだけでも、学生たちがこのことをテーマにして例えば討論会みたいなことをやったりとか、いろんなことを参加、例えば発信力を活用するというようなことも、何か使えるのかななんていうふうに思ったものですから、若年層へのアプローチ、本当に区内資産の一つとして、若い方たちの連携みたいなものというのが何か図れないものかなというふうにちょっと思ったんですが、いかがでしょう。

○小川国際平和・男女平等 인권課長 千代田区は大学だとか高校だとか、たくさん学校が

ありますので、そういったところを通してやっていこうというので、徐々にではあるんですけども、上智大学で出前講座をやったりだとか、あと正則学園ですね、正則学園高校でもやったりだとか、あと、この間M I W祭りというのがございまして、そこで正則学園の花いけ男子部という方がパフォーマンスしてくださったんですけども、そういった、あとそのときも学生のサークルの方も何人か参加していただきましたので、そういったことをもう少し積極的にやりながら進めてまいりたいと思っております。

○うがい委員 ありがとうございます。その方たちが本当に今もう、こう、何でしょうね、発信の元にもなりつつあるので、そのことにはほんと期待感と力強さを感じるんですけども、その方たちが発信することで、あ、千代田区でこんなことをやっているのというので、千代田区の区民の皆さんが注目するような、そんな捉え方を、せっかく行動されているのが外に響くような、そんなふうに取り組んでいただけたらなと思っておりますが、いかがでしょう。

○小川国際平和・男女平等権課長 そういった、若い参加してくださる方々の発信力を活用するというか、お手伝いしていただいているようなことは、大変重要なことだと思っておりますので、具体的に何か形になるようなものを検討してまいりたいと思っております。

○たかざわ委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○たかざわ委員長 はい。それでは、(1)番、第6次千代田区ジェンダー平等推進行動計画(素案)について、質疑を終了いたします。

次に(2)番、アーツ千代田3331の貸付期間再延長について、理事者からの説明を求めます。

○大塚文化振興課長 それでは、アーツ千代田3331の貸付期間再延長について、地域振興部資料2に基づきご報告させていただきます。

1、貸付施設名でございます。旧練成中学校。敷地、建物面積はご覧のとおりでございます。

貸付の現状でございますが、貸付相手先でございますが、合同会社コマンドAでございます。(2)の貸付期間でございますが、今、第2期で、令和2年3月31日までの貸付期間を、東京2020大会の開催に伴って、区のオリパラ文化交流事業として、ポコラート、障害者アート世界展2020の実施に伴って、この運営事業者にて委託をして実施する予定でしたが、それに伴い契約期間を令和2年4月1日から令和4年3月31日まで2年間延長しております。貸付料につきましては、月額144万3,096円となっております。

3の契約期間の再延長及び貸付料についてですが、期間再延長として、令和4年4月1日から令和5年3月31日の1年間。再延長の理由でございますが、東京2020大会の開催に伴い、令和2年に開催を予定しておりました障害者アート、ポコラート世界展2020が、東京2020大会の延期に伴いまして、令和3年度に実施いたしました、先般の、今年の7月16日から9月5日で開催、実施、終了したところでございます。それに伴いまして、貸付期間を令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間、再延長を行

うものでございます。貸付料は据置きの、ご覧の金額でございます。

ご報告は以上です。

○たかざわ委員長 はい。説明が終わりました。委員から質疑をお受けいたします。

よろしいですか。

林委員。

○林委員 決算のときも若干触れたんですけども、一番大きな施設なわけですよ、千代田区の。これ、ぺら1枚でそんな簡単に言われても、ちょっとどうなのかなというのが、問題意識がどこまであるのか、資料についてもかなり違和感があるんですけども。

この特例的に再延長するのは1年間、まあ、これは分かりますけれども、令和5年まで1年間にした理由ですとか収支ですとか、今後どういう展開をしていくのかとか、そういうのがなしに、千代田区の敷地面積で圧倒的に3,700平米というのは大きなところを、この資料で——いい、悪いじゃないんですよ、説明になっているのかなというのがすごく違和感があるんですよ。月額も据置きですということも含めて。

もう少し大きな土地のところ、地域にはいろいろあるんでしょうけど、千代田区全体で見たらこんな大きな土地はないわけですから、必然性、妥当性とか、そういうのがないと、報告しましたと、売る場合には議決が必要に、金額的になるのかもしれないですけども、貸す場合には、なかなか貸したところから、じゃあ、返してくださいというのなかなか言えないわけですよ、積み重ねて事業をやっていくところでは。そういったときには、もうこれで本当に、はいそうですかと。じゃあ、5年3月以降はどういう展望があるのかとか、そういうのがないと苦しいんじゃないのかなと思うんですけども、もう少し妥当性とか必然性のほうをお話ししていただけますか。

○大塚文化振興課長 繰り返しになりますが、この一番の再延長の理由は、障害者アート世界展2020が2年度から令和3年度に延期になったということとございまして、それに伴って1年スライドしたというか、期間がずれまして、貸付期間のほうも1年間再延長するというところでございます。

これ、なぜ再延長しなきゃいけないかといいますと、契約期間終了の際には原状復帰をしなければいけない、また、転貸テナント等も退去期間をある程度の余裕を持って設けなければいけないということで、1年間の再延長をするというものでございます。

○林委員 聞き方を変えると、第1期の貸付期間は平成21年から27年までだったわけですよ。第2期は27年から令和2年までと、長期の形で貸していたと。通常で考えるのであれば、よりよい関係で、同じように長期で貸しながら、この再延長というの、期間も延びるけれども、これも含めてやってもらいますよという形なんですけど、これで打ち切るようなイメージで受け取ってよろしいんですか、令和5年に。

○大塚文化振興課長 取りあえず、今現在この再延長が終わりましたら、また、次の期に向けた新たな事業者を、また公募により募集するということを想定しております。

○林委員 そうすると、令和5年3月31日で、一旦このコマンドAさんと違うところを募集したい。要は、何に使うかということも含めてなんです。文化芸術の拠点でやったけれども、それをやっていくのを前提でやるのか、全くりセットして、令和4年度の年度末から別の次元に入るのかとか、そういったことを含みおいた上で、延長とか、何らかの考え方を示していただかないと、その都度その都度、再延長、再延長とか、もうここありき

みたいな形になるとか、いつまでやるのかとか、内部のほうで少し精査をかけないといけない時期に来ているんじゃないのかなというのが。この再延長が長期スパンだったらいいですよ。1期、2期と一緒に、第3期の。もう少し幅広に長い目でお付き合いしましょうとか。そうじゃない形になっている、その理屈を、妥当性を言ってくださいと言っているんです。

○大矢文化スポーツ担当部長 今、担当の課長のほうから説明しましたように、今回はあくまでも世界展の延長ですけども、では、その後、この旧練成中学校についてはどういう使い方をしていきたいのかということについて、当然、林委員ご指摘のとおりでございます。我々も、今、内部の段階ですが、この練成中学校、区有地活用検討会において、この会社とかじゃなくて、この使い方として、ここをアートスクエア事業、これは区の事業名ですので、この事業名として使っていきたいというところを現在検討しているところです。

したがって、ただ、このまま、アートスクエア事業としては継続していきますけども、区としてはここを低未利用地として考えているというよりも、さらに一步踏み込んで、恒久的な使い方も考えております。今回はあくまでも世界展に伴う1年延長でございます。その先につきましては、アートスクエア事業は継続したいというふうに今のところ考えております。したがって、プロポーザル方式で募集するに際しては、アートスクエア事業の継続として募集しますので、この会社も手を挙げればこの会社、その他もろもろの団体の中から、アートスクエア事業の継続をしていただく業者を、この切れた後のプロポーザルで選んでいきたいというふうに思っております。

○林委員 分かりました。そうすると、一つが、これまで区が1期、2期でやっていたように、文化の拠点として、ずっと練成中学の跡地を活用していきたいと。

で、ここから出てくるのが、一つが、耐久性というのかな。そんなに新しい建物ではないわけなんで、あとどれぐらいまで、向こう5年刻みよりも、未来永劫この場所を、施設の耐震的なもの、水回り等々でもつ限りはここでやっていく。これがいいのか悪いのかというのが一つ。

もう一つが貸付けのほうなんです。区のほうでも、随分ただでお借りした、午前中にあった四番町みたいな子ども施設も、ただで借りたりしている。あるいはお金を払っても借りなくちゃいけないとか、賃料を補助してまで保育所を入れなくちゃいけないとか、様々な、土地はあるんだけど、区の土地はあるけど、そこを十二分に活用しないで民間に貸していく。その場合、2分の1のこの金額というのがどうなのか。これが収支で仮にすぐもつかっているんだとしたら、もっと減免しないで、減額しないで、頂くものは頂いておけば、相場によって、賃料によって、相場価格ですよ、秋葉原は非常に賃料が高くなっていますから、土地の価格でも。とか、そういったもろもろの説明をしてもらって、暫定の場合にも、この令和5年3月31日にどういうふうに持っていきたいのかとか、そこまで言ってもらわないと、ただ単に、取りあえず延ばします、取りあえず延ばしますって、これは報告にならないと思うんですよ。前も同じことを言いましたけど。

特に民間に貸している場合には、区の貴重な避難所であるし、大規模な土地というのはもうないわけなんで、相当なる理屈と説明と妥当性がない限り、そうそう軽々簡単に、はいそうですかというわけにはいかないと思うんですよ、区民側から立ってみると。ある

いは職員の中だって、もっといろんな活用の案も出てくるのかもしれない。決して住宅を造れとは言わないですよ、僕は。もっと必要なものはたくさん、行政ニーズであると思いますから。あの高さの建物で本当に十分なのか。もっと機能更新をかけて、よりいいものを造ったほうがいいのかとか、全体で考えていただきたいんですよね。大規模未利用地とか、こういう大きな土地の、学校の跡地は。そこを令和5年3月31日の新たに更新するまでの間に、順序立ててしっかりと、所管だけじゃなくて、全庁的に投げかけてやれるのかどうかということなんですよ。

○大矢文化スポーツ担当部長 まさに今先ほど説明したように、区有地活用検討会というところで、ここの委員会でも説明したように、文化芸術プランの中で、四つの柱の中の一つの場所として、旧練成中学校を四つの柱と文化芸術プランで位置づけました。その後、区有地活用検討会において、旧練成中学校は低未利用地のままでいいのかどうなのか。ここをアートスクエアの恒久事業の場所として位置づけようということで、内部の検討会をそこで進めております。もちろんまだ首脳会議等々の決定はこれからでございますが、そこに向けて動いております。

また、旧練成中学校を民間で使っていましたので、直接的にはどの程度傷んでいるのか。かなりの年数がたっておりますので、一度再調査を徹底的にかける必要もございます。現在かなり電気器具等で使えないような状況もかなりありますので、これは来年度予算になってしまいますが、そこで一定程度の金額をかけて、建物全体の調査をする予定にしております。その調査結果いかんによりましては、区として大規模な改修工事がまた必要になってくるのではないかと考えております。

ここにつきましては、大規模改修工事になりますと、使えない期間が数か月というよりも、もう少し大きな単位での改修工事で、使えなくなることも考えております。したがって、今までは暫定的な建物としてアートスクエア事業を実施しておりましたが、今、林委員が言われたように、どうしていくんだということを明確に、旧練成中学校は低未利用地のままでいいのかということなので、そこは明確に位置づけた上で、しかもこの建物は改修したらどの程度もつのかということに関しましては、来年度どの程度の工事をすれば、今後数十年もつような建物になるのかということも調査した上で、それが確定しましたら、またその先には大改修工事の予算もまた積まなければならないとっておりますので、議会の皆様ともその辺のところを協議しながら、進めていきたいなというふうに思っております。

○林委員 分かりました。建物については来年度のほうで、どれぐらいもつのかというのを確認していくと。

もう一つ、ぜひ内部のほうで、先ほどもちらっと言った、いろんな区の施設で、民間のビルを借りてやらなくちゃいけない事業というのも結構あるわけなんですよ。もっと言うと、千代田会館を借りてまで区役所業務を広げなくちゃいけないぐらいのところなんで、場所を、秋葉原というのは確かに文化芸術拠点で、あの最初のプランのときは、上野と何とかを結ぶ拠点として、たまたま練成中学があるという形になった。もっと駅に近い場所とか、ビルでも最新性の、要はイベントをやりやすいような形とか、あらゆる面を比較考量していただいた上で、やっぱりここで続けたほうがいいんだと。練成中学の跡地の場所が、ここが適切なんだと。なるほどねという形を、実行されるところで出していただかな

いと、借りる、借りているんですよ、区役所の場所も。でも民間には貸しているんですよ。税金を払っている人から見ると、どうしたいんですかという話になって、処分しちゃえばいいんじゃないの、そんなんだったら、という形になってくるんで、そこは内部でちょっともう一度整理をして、この文化芸術拠点というのは区有地でなければいけないんだと。この場所が最も練成中学が適切なんだという妥当性のものも出していただきたいんですよ、募集する前に。

○大矢文化スポーツ担当部長 一部繰り返しになりますけど、文化芸術プランという計画の中で、四つの施設を拠点とするといった中に、まず旧練成中学校を位置づけました。学識の入った会議体で決めたわけですけども、その中で、またアートスクエアの在り方検討というところで、アートスクエアの在り方についても、また別途学識を入れて検討しました。その中で、この場所が一番適切だろうというのがございました。ただ、これはあくまでも学識を入れた内部会議です。

さらに今度は、旧練成中学校、今後、低未利用地ではなく恒久施設として使っていけるのかということでは、低未利用地はいろいろありますので、全庁的な調整は必要ですが、ただ、ここに関しましては、当然、旧練成中学校について、ほかに使い方の必要性があるかないかというようなことも、取りあえず聞いております。今のところ、当時、ほかの委員会ともちょっとかぶりますけど、重なっているところとすれば、例えばスポーツセンターの建て替えにおいて旧練成中学校という名前も挙がっておりましたが、ここにおいてアートスクエア事業というのが、区有地活用検討会において、ここが妥当であるというような議論になっておりますので、当然今の段階では、まだ、区としての最終決定もしておりませんので、首脳会議等々で諮った上では、委員会のほうに、そこが決定した段階においては、なぜ旧練成中学校がアートスクエア事業の拠点としてふさわしい場所であったのかということも含めて、この委員会で、それが確定するときには、委員会のほうにまた改めて報告したいなというふうに思っております。

○林委員 最後。触れていないんですけど、要は月額賃料2分の1減免のこの妥当性と、金額というのも、これも月日がたつと千代田区だって変わってくるかと思っておりますので、これも妥当性の、なるほどねと、この金額、この倍の数が月額として適正なのか否かも、私は分からないんで、で、なおかつ半分にするというのが、どういう、区民にとって寄与する金額なのか。事業のほうにお金を入れて、賃料はしっかりもらったほうが、公平性、公正性、ほかの、スポーツセンターに貸し出すときとか、いろんなものを貸すときに、やっぱり一律、なるほどねと、公平性があるねという形にならなくてはいけない。この金額についても、全体の金額と2分の1減免についても、妥当性のものを出してもらいたい。

○大矢文化スポーツ担当部長 金額の妥当性、かなりちょっと難しいところがございますが、例えばコロナみたいな状況が発生すると、急に経営が厳しくなったりとかいろいろございます。そういう中で、2分の1の妥当性をした後で、その後、例えばどこがここの運営をしたにしても、その運営したところの会社のところで、赤字だと当然運営はしていけなくなりますし、じゃあ、黒字が出たときに、どのぐらいまでの黒字ならば許容できるのかという面もありますので、ここにおいても、ご指摘されるのはごもっともだと思いますので、なるべくこの2分の1減額措置というのが説明できるように、準備しておきたいなというふうに思っております。

○たかざわ委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○たかざわ委員長 はい。それでは、(2) アーツ千代田3331の貸付期間再延長について、質疑を終了いたします。

次に、(3) 番、四番町図書館仮施設の外壁改修工事について、理事者からの説明を求めます。

○大塚文化振興課長 それでは、四番町図書館仮施設の外壁改修工事について、地域振興部資料3に基づき、ご報告させていただきます。

四番町図書館仮施設における、雨漏り等による浸水防止のために外壁改修工事を行うものでございます。

工事期間といたしましては、令和3年11月5日から12月27日の期間を予定しております。

主な工事内容といたしましては、西・北面の壁面、塔屋の外壁改修工事及び屋上の防水工事となっております。

周知方法といたしましては、区ホームページ、館内掲示等でご案内したいと考えております。

図書館の出入口側の壁面は作業を行わないため、四番町図書館仮施設の開設、ご利用に際しての影響は、ほとんどないという形にさせていただきます。

報告は以上でございます。

○たかざわ委員長 はい。ありがとうございました。説明が終わりました。委員からの質疑をお受けいたします。よろしいですか。

小林やすお委員。

○小林やすお委員 この施設は、何ですか、区というよりは、オーナーが費用面は全部持つということで考えていいんですか。

○大塚文化振興課長 今回の外壁工事でございますが、これは浸水防止のための外壁、屋上でございますので、これは瑕疵で、オーナーの責において工事を行う。ですから、区の負担工事ではなくて、オーナー側が行う工事でございます。

○小林やすお委員 はい。それだけちょっと確認したかった。

○たかざわ委員長 はい。

ほか、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○たかざわ委員長 はい。それでは、(3) 四番町図書館仮施設の外壁改修工事について、質疑を終了いたします。

次に、(4) 番、令和3年度千代田区立日比谷図書文化館特別展の報告について、理事者からの説明を求めます。

○永見文化財担当課長 では、令和3年度千代田区立日比谷図書文化館特別展の報告を、地域振興部資料4に基づきご報告させていただきます。

「紀伊国屋三谷家コレクション 浮世絵をうる・つくる・みる」と題して開催いたしました特別展は、東京2020参画プログラム、文化オリンピックとして開催いたしました

た。

会期は7月17日から9月19日の62日間、前期・後期で作品を全点入れ替えました。錦絵や画稿など150点余りを展示いたしました。

5番の入場者数でございますが、3,771名のご来場を頂きました。そのうち区民の方は291名で、区民の方の割合は7.7%となっております。

6番に行きまして関連事業でございますが、日比谷カレッジとして3回の浮世絵関連講座と浮世絵体験のワークショップ「うちわを作ってみよう」を開催。また、担当学芸員による展示解説も実施いたしました。日比谷カレッジでは、通常、区民の参加率は数%であるのに対し、今回は全体が266名の参加でございましたが、そのうち区民の方の割合は26.6%で、非常に割合高いところでご参加いただくことができました。緊急事態宣言下の第5波のピーク時ではありましたが、その中でも区民の方にご参加いただけたことはうれしい限りです。

裏面をご覧ください。7番でございますが、最後にアンケートの集計結果を抜粋でご報告申し上げます。アンケートも400名を超える方にご回答いただき、ありがたく思っております。ご来場の方の年代別割合ですが、40代から70代の方に多くご来場いただきました。展示の評価も非常に高く頂き、アンケートの自由意見もたくさん書いてくださる方が多く、こちらのほうに代表的なものをご紹介させていただきましたが、「作品の彫摺、保存状態の良いものが多く見応えがあった」や「絵草紙屋の再現が良かった」など。また、多言語化などにも対応を今回いたしました。また、「新型コロナの影響で外国のお客様に見えただけなかったのが残念」というようなお声もありました。

今後も多くの方に、多くの区民の方にご来場いただき、区の文化財に親しみ、関心を持っていただく機会を提供してまいりたいと思います。

ご報告は以上でございます。

○たかざわ委員長 はい。説明が終わりました。委員からの質疑をお受けいたします。

よろしいですか。

小林やすお委員。

○小林やすお委員 三谷家のコレクションについてなんですけど、入場者数3,771、うち区民291、割合としては7.7%ということは、収益は上がっているんですけど、区民の方の数というのについて、担当課としてはどう考えているか。

○永見文化財担当課長 今回、区民の方にも多くご来場いただきたいと思ひまして、町会長会議ですとか婦人団体協議会、あとマンションのほうにもチラシを入れさせていただいたり、あと広報紙でご紹介させていただいたりというところなんですけど、そうですね、緊急事態宣言下でこの数字ということなんですけど、もう少し多くの方に、多くの区民の方に浮世絵に親しんでいただくというようなところが、また、そうですね、すみません、多くの方のご来場いただけたらと思います。もっと多くの方に。

また、次、機会を、また何年後か、企画して、また再度お楽しみいただけるような形を取りたいと思います。

○小林やすお委員 そうですね。コロナ禍ということもあって、いろいろあるでしょうけれど、この全体の数字としては、満足のいける数字なんではないでしょうか、どうなんではないでしょうか。

○永見文化財担当課長 例えばなんですけど、竹久夢二のときに、東京ステーションギャラリー

リーと比較しますと、あのときは区民の方は1,400名ご来場いただきました。ただ、そのときは、全体のご来場者数に対して区民の方の割合は4.6%ぐらい。今回は7.7%というところで、割合としては上がってはいるところなんですけど、実際のこの数として、人数の数としては、もっと多くご来場いただけたらというところは、はい、思います。

○小林やすお委員 はい。

○たかざわ委員長 はい。

ほかにございますか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○たかざわ委員長 はい。それでは、(4)令和3年度千代田区立日比谷図書文化館特別展の報告について、質疑を終了いたします。

以上で日程1、報告事項を終わり、日程2、その他に入ります。

委員の方から何かございますか。(「なし」と呼ぶ者あり)

林委員。

○林委員 今日、残念ながらなかった、ずっと前からやっているタブレットの、なんです。僕も子どもたちにいろいろ聞くと、顔認証のやつは、きょうだいでみんな入れる。(発言する者あり)入れちゃう。で、今流行っているのが、ユーチューブのブロックが全部解除になって、みんな見れるようになっていると。

要はセキュリティ基準の、ちょっと出してもらわないと。いいんですよ、考え方によっては、千代田のあのタブレットを塾でも使えるようにしましょうと。ご家庭で自由に使ってくださいとやるのも一つの方法だと思います。ただ、家庭の責任でね、というのをどこかで一筆取らなくちゃいけないのかもしれないんですけど。フィルタリングなしでね。

どこまでフィルタリングを事業者に要求して、セキュリティもどこまで要求しているのかという要求水準も分からない状態で、どんどんどんどん時期はたっていて、もう2学期は終わってしまいますよ。もっと子どもたちは、スーパーテクニクを親御さんのSEの方とかを使って出てくると、本当に千代田区が出している要求水準でいいのかどうか分からない。だったら、もうフリーにしちゃったほうがいいんじゃないかと。全部ご家庭でご自由に使ってくださいと。巨額の何億もシステムに入れるよりも、自由に使ってもらったほうがいいんじゃないかとあるんで。

ちょっとこれ、今回残念だったんです、出てこないの。出してもらわないと、前もちらっと言いましたけど、もう間に合わなくなってしまうんでね、どっちつかずで。事業者にも申し訳ないんで、家庭にも申し訳ないんで、いいですかね、担当の部長はいないんですけど、あんまりにもちょっと話題性がすご過ぎてしまって、来る子、来る子に話を聞けば聞くほど、フルスペックどころじゃなくて、かなり危機的な問題で。やっぱり、小さなところはよかったのかもしれないけど、全体の全児童とか、千代田の規模でも大変だと思いますし、これ、端末を選ぶときも、自治体によっては、入ってこられる、よその国に入ってこられない端末をと、えらいもめたところもあるみたいですけど、千代田区は安心したメーカーの端末だったのはいいんですけど、そこからの上のところなんで。

ぜひね、もう隠すこともないと思いますし、ご家庭にも配付したほうがいいと思います。どこまでが千代田区が出した希望なのか、フィルタリングのも。そうしないと、あまりにもちょっと、不安感しかあおらなくなってくるんで、ここまで入れるの、ここまで行ける

のとなってくると。それを頼みたいんですね。いいですかね、今日じゃなくてもいいですけど。

○山本指導課長 ご指摘ありがとうございます。本件については、今本当に詰めているところで、これまでも報告をさせていただいております、サーバーの容量不足についても、11月中旬を目途にサーバーの増強が終わるといような報告を受けております。それらも全てひっくるめて、次回ご報告させていただければというふうに思っております。

○たかざわ委員長 よろしいですか。

委員の方から、ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○たかざわ委員長 では、執行機関から報告事項はございますか。

○清水子ども部長 私のほうから、保育園、こども園、学童クラブの入会案内について、口頭でご報告を申し上げます。

来年度、令和4年度の保育園、こども園の入園案内、毎年作成しているものでございます。策定をいたしましたので、区民の皆様方につきましては、明日、11月5日号の広報紙等でご案内を開始いたします。つきましては、本日この後、全議員の皆様にはポスト配付をさせていただきたいと存じます。

また同じく学童クラブの入会案内につきましても、今後完成後、11月19日の日にポスト配付をさせていただきまして、翌20日号の広報紙等で区民の皆様方にご案内開始をしたいと考えております。

ご報告は以上でございます。

○たかざわ委員長 はい。ありがとうございます。

この件について何かございますか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○たかざわ委員長 はい。それでは――あ、はい。

国際平和・男女平等人権課長。

○小川国際平和・男女平等人権課長 すみません。先ほど小野委員から、虐待防止キャンペーンのチラシが何部かというご質問がありまして、1,500部でございました。

○たかざわ委員長 1,500部。

○小川国際平和・男女平等人権課長 1,500部です。

以上です。

○たかざわ委員長 はい。いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○たかざわ委員長 それでは、本日はこれで委員会を閉じます。お疲れさまでございました。

午後1時58分閉会